9月下院選を控えたロシア内政動向

1. 2016年9月18日の下院選挙の準備状況

1.1. 2012年4月2日付「『政党法』修正法」

政党の要件のうちの党員数要件について、それまでの40,000人から500人に引き下げられ、政党の新規立ち上げが容易になった。

1.2. 2014年2月22日付「ロシア連邦・連邦議会国家院議員選挙法」（以下、「2014年国家院選挙法」とする）

2003年までの小選挙区比例代表並立制の選挙制度に戻した。したがって、比例区の議席獲得のための最低得票率も2003年までの選挙法と同様に7%から5%に戻った。また、比例区の候補者名簿の登録および小選挙区の候補者の登録に際して、選挙人の署名の提出を免除する政党の範囲を、直近の国家院選挙で議席を獲得した政党だけでなく、下院選公示日に任期中であるいずれかの連邦構成主体議会に議席を有する政党にまで拡大した。

1.3. 2015年11月3日付「ロシア連邦・連邦議会国家院議員選挙実施のための小選挙区の区割りの承認についての連邦法」

選挙区は選挙人数が均等になるように編成されるが、複数の連邦構成主体をまたがる選挙区をつくってはならない（「2014年国家院選挙法」第12条第7項第3号）ため、最大の選挙人数746,938人のアストラハニ州選挙区と、最少の選挙人数33,087人のネネツィア自治管区選挙区との1票の重みの格差は22.57倍となっている。

1.4. 2014年10月28日付「選挙人署名の収集なくロシア連邦・連邦議会国家院議員選挙に参加することができる政党についての通知」

2014年10月28日現在の、選挙人署名の収集なくロシア連邦・連邦議会国家院議員選挙に参加することができる政党名が通知された。それらの政党は、別表2のとおり14政党であった。

1.5. 2015年7月14日付「『ロシア連邦・連邦議会国家院議員選挙法』第5条および第102条の修正についてのロシア連邦法」

これによって、本来、2016年12月に実施されるはずであった国家院選挙は、2016年9月18日に投票が実施される予定の統一地方選と同日実施となった。

1.6. 2016年6月17日付「選挙に参加できる政党リスト」の法務省による公表。

同政党リストには、別紙 1 の 14 政党を含む、74 政党が記載されている。

1.7. 今後のスケジュール

6 月 18 日～7 月 12 日	小選挙区の自己推薦候補者の立候補届出
6 月 18 日～7 月 13 日	政党の比例区候補者名簿・小選挙区立候補届出
7 月 4 日～8 月 3 日	比例区候補者・小選挙区候補者の登録のための書類の提出
届出日～9 月 17 日	選挙運動期間
8 月 20 日～9 月 17 日	放送・定期刊行物・ネットでの選挙運動機関
9 月 13 日～18 日	世論調査等の公表禁止期間
～モスクワ時間 9 月 18 日 21:00	選挙結果等の報道禁止時間

2. 「政党法」制定後の下院選に参加した政党数

2.1. 2003 年 12 月 7 日の下院選

2003 年 12 月 7 日の下院選の選挙運動期間が始まるまでに登録を済ませて選挙に参加する権利を獲得できたのは 44 政党であり、それらのうち 18 政党が単独で、12 政党が選挙ブロックに加わって、それぞれ比例区選挙に参加し、3 政党が比例区選挙に候補者名簿を提出したものの登録を拒否され、6 政党が小選挙区にのみ候補者を立てた。2003 年 12 月の下院選挙について、比例区に限ってみると、23 の選挙団体（選挙ブロックを含む）が候補者名簿を提出し、登録された。

比例区で 5%以上の得票を得て、議席を獲得できたのは、「統一ロシア」、ロシア連邦共産党、ロシア自由民主党、「祖国（国民愛国同盟）」ブロックの 3 政党および 1 選挙ブロックだけであった。そのほか、比例区選挙に参加したものの 5%未満の得票しか得られずに議席を獲得できなかったが、3%以上の得票を得て、政党助成金の受給権を獲得できた政党および選挙ブロックに、「ヤーブラコ」、「右派勢力同盟」、ロシア農業党、「ロシア年金生活者党および社会公正党」ブロックの 3 政党および 1 選挙ブロックがあった。また小選挙区で 12 名以上の当選者を出したことで政党助成金の受給権を獲得できた政党にロシア連邦国民党（当選議員 17 名）があった。

2.2. 2007 年 12 月 2 日の下院選

比例代表制に一本化された 2007 年 12 月の国家会議議員選挙に参加した政党は、ロシア農業党、「市民勢力」、ロシア民主党、ロシア連邦共産党、「右派勢力同盟」、社会公正党、ロシア自由民主党、「公正ロシア」、「ロシアの愛国者」、「統一ロシア」、「ヤーブラコ」の

11 政党で、7%以上の得票を得て、議席を獲得できたのは、「統一ロシア」、ロシア連邦共産党、ロシア自由民主党、「公正ロシア」の 4 党だけで、その他の政党の得票率はすべて 3%以下であった。

2.3. 2011 年 12 月 4 日の下院選

2011 年 12 月の下院選に参加した政党は、「公正ロシア」、ロシア自由民主党、「ロシアの愛国者」、ロシア連邦共産党、「ヤーブラコ」、「統一ロシア」、「正義の事業」の 7 政党で、7%以上の得票を得て、議席を獲得できたのは、「統一ロシア」、ロシア連邦共産党、ロシア自由民主党、「公正ロシア」の 4 党であった。なお、「ヤーブラコ」は得票率が 3%を上回ったため政党助成金の受給権を獲得した。

2.4. 展望

以上から、2001 年の政党法制定以降、下院選に参加する政党数は減少しており、とくに 2007 年および 2011 年の下院選が比例代表制に一本化されたために、参加政党数が激減した。2016 年の下院選では、再び小選挙区比例代表制が復活したが、これにより参加政党数が増加するかどうかが注目される。2016 年 6 月 17 日付「選挙に参加できる政党リスト」の法務省による公表によれば、74 政党が参加する権利を持つとされるが、立候補届出書類（選挙人の署名が必要な政党の場合はその署名を含む）を準備し、候補者の登録を無事に済ませることができる政党数は限られたものとなるであろう。署名が不要とされるのは 14 政党であることから、おおむね 20 ないし 30 政党ほどが選挙に参加すると予想される。

しかし、実際に議席を獲得する可能性があるのは、現在、下院に議席を有する 4 政党のほかは数政党だけであろう。

3. 四大政党以外の主要政党（別表 2 記載の政党）の概要

党名	党首	連邦構成主体議員数	地方自治体議員数	党員数
ヤーブラコ	スラブノーワ，E. E.	12	174	28,000
正義の事業	マラトゥカノーフ，V. A.	2	120	16,000
ロシアの愛国者	セミギーン，G. Iu.	28	228	83,000
市民プラットフォーム	シャイフトジーノフ，R. G.	5	59	7,000
ロシアの共産主義者	スラーイキン，M. A.	2	50	50,000
公正のための年金生活者党	アルチューフ，E P.	1	137	?
祖国	ジュラヴリョーフ，A. A.	2	529	17,000
国民自由党（PARNAS）	カシヤーノフ，M. M.	1	5	26,000
ロシア環境党「緑」	パンフィーロフ，A. A.	2	?	?
市民勢力	ブィカニン，K. A.	1	?	26,000

出典：連邦構成主体議員数については別表 2 に基づく筆者の調査。他のデータは、各党ホームページおよび報道に基づく。

注：連邦構成主体議員数については、別表 2 に記載されている連邦構成主体の議員数である。国家院議員選挙法では公示時において任期中である議会における議席の有無により選挙人署名収集の要不要を定めているため、調査時点での議員数とは必ずしも一致しない。また、国家院議員選挙法における選挙人署名収集の要不要については、政党の党員数および地方自治体における議員数は影響を与えないため、これらのデータについては、公的な根拠はない。また政党法における政党の要件としての最少党員数は 500 人であるので、500 人を超える党員数についても公的な根拠はない。

4. 政党支持率についての世論調査

4.1. レヴァダ・センター

どの政党に投票するか？（どの党に投票するか決めている回答者を分母とした比率）

	1 月 16 日	2 月 16 日	3 月 16 日	4 月 16 日	5 月 16 日
統一ロシア	65	64	59	60	53
ロシア連邦共産党	16	17	19	15	21
ロシア自由民主党	8	10	10	10	14
公正ロシア	5	4	5	5	4
進歩党	2	1	1	1	1
ロシアの共産主義者			1	2	1
市民勢力					1
ロシアの愛国者	1				1
市民プラットフォーム	1		1	1	
祖国	1	1	1	1	
ヤーブロコ	1	1			
緑の同盟－国民党	1	1		1	

4.2. 全連邦世論調査センター

どの政党に投票するか？

	5 月 29 日	6 月 5 日	6 月 12 日	6 月 19 日
統一ロシア	45.4	46.7	45.6	43.1
ロシア連邦共産党	9.9	10.3	8.9	9.5
ロシア自由民主党	9.9	10.1	9.7	11.4
公正ロシア	5.5	5.1	6.8	6.9
その他	4.6	4.2	4.8	4.2
投票所に行くが投票用紙を毀損する	1.0	1.3	1.5	0.8
投票所に行かない	16.2	15.2	14.4	15.9
分からない	7.5	7.2	8.4	8.3

Рейтинги партий

Опрос «ФОМнибус» 18–19 июня. 207 населенных пунктов,
73 субъекта РФ, 3000 респондентов.

Представьте себе, что в следующее воскресенье состоятся выборы в Государственную думу. Скажите, пожалуйста, как, за какую партию Вы бы проголосовали? (Карточка, один ответ.)

КЛЮЧЕВЫЕ ИНДИКАТОРЫ ОБЩЕСТВЕННОГО МНЕНИЯ

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015 I квартал	2015 апрель	2015 май	2015 июнь	2015 июль	2015 август	2015 сентябрь	2015 октябрь	2015 ноябрь	2015 декабрь	2016 январь	2016 февраль	2016 март	2016 апрель	2016 май	2016 5 июня	2016 12 июня	2016 19 июня	18–19 июня 2016
«Единая Россия»	54	55	51	43	43	39	50	56	57	56	56	55	54	53	53	53	55	50	50	49	48	47	48	46	46	46
КПРФ	9	9	9	11	11	11	8	6	7	7	6	7	7	7	8	8	8	9	8	10	9	10	10	10	10	10
ЛДПР	7	7	8	9	8	9	8	7	7	7	7	6	7	7	6	7	7	8	8	9	10	11	11	11	10	10
«Справедливая Россия»	3	4	4	5	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	5	5	5	5	5	5	6	6
проголосовал(-а) бы за другую партию	–	–	–	–	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1
испортил(-а) бы бюллетень	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
не пошел(-а) бы на выборы	13	13	14	15	16	19	14	12	11	12	12	13	13	14	14	14	12	13	11	10	11	10	11	12	12	12
затрудняюсь ответить	9	9	11	13	11	12	14	13	13	13	12	12	11	12	12	12	11	14	12	11	12	11	10	10	11	11

Партии, каждую из которых назвали не более 2% респондентов

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015 I квартал	2015 апрель	2015 май	2015 июнь	2015 июль	2015 август	2015 сентябрь	2015 октябрь	2015 ноябрь	2015 декабрь	2016 январь	2016 февраль	2016 март	2016 апрель	2016 май	2016 5 июня	2016 12 июня	2016 19 июня
«Яблоко»	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
«Патриоты России»	–	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
Партия роста («Правое дело»)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
«Гражданская платформа»	–	–	–	–	–	–	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
«Коммунисты России»	–	–	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ПАРНАС	–	–	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
«Родина»	–	–	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Российская партия пенсионеров за справедливость	–	–	–	–	–	–	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0	1

別紙1

選挙人署名の収集なくロシア連邦・連邦議会国家院議員選挙に参加することができる政党についての法務省の告知

（2014年2月22日付「ロシア連邦・連邦議会国家院議員選挙法」第20-FZ号第44条による）

（2014年10月28日現在）

<table>
<tr><th></th><th>政党名</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>1</td><td>統一ロシア</td><td rowspan="5">第 44 条第 2 項第 1 号（2011 年 12 月 4 日ロシア連邦・連邦議会国家院議員選挙第 6 会期)</td></tr>
<tr><td>2</td><td>ロシア連邦共産党</td></tr>
<tr><td>3</td><td>公正ロシア</td></tr>
<tr><td>4</td><td>ロシア自由民主党</td></tr>
<tr><td>5</td><td>ヤーブラコ</td></tr>
<tr><td>6</td><td>正義の事業</td><td>第 44 条第 2 項第 3 号（2011 年 3 月 13 日ダゲスタン共和国；2011 年 12 月 4 日イングーシェチア共和国）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">ロシアの愛国者</td><td>第 44 条第 2 項第 2 号（2011 年 3 月 11 日ダゲスタン共和国、カリーニングラート州；2012 年 10 月 14 日北オセチアーアラニア共和国；2013 年 9 月 8 日カルムィキア共和国；2014 年 9 月 14 日カラチェエヴォ・チェルケシア共和国；アルタイ共和国）</td></tr>
<tr><td>第 44 条第 2 項第 3 号（2013 年 9 月 8 日チェチニア共和国）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>市民プラットフォーム</td><td>第 44 条第 2 項第 2 号（2013 年 9 月 8 日カルムィキア共和国；イルクーツク州）</td></tr>
<tr><td>9</td><td>ロシアの共産主義者の共産党</td><td>第 44 条第 2 項第 2 号（2013 年 9 月 8 日ハカシア共和国）</td></tr>
<tr><td>10</td><td>公正のためのロシア年金生活者党</td><td>第 44 条第 2 項第 3 号（2013 年 9 月 8 日スモレンスク州）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td rowspan="2">祖国</td><td>第 44 条第 2 項第 2 号（2014 年 9 月 14 日ネネツィア自治管区）</td></tr>
<tr><td>第 44 条第 2 項第 3 号（2013 年 9 月 8 日アルハンゲリスク州）</td></tr>
<tr><td>12</td><td>ロシア共和党ー国民自由党</td><td>第 44 条第 2 項第 3 号（2013 年 9 月 8 日ヤロスラヴリ州）</td></tr>
<tr><td>13</td><td>ロシア環境党「緑」</td><td>第 44 条第 2 項第 2 号（2014 年 9 月 14 日カバルジノ・バルカリア共和国）</td></tr>
<tr><td>14</td><td>市民勢力</td><td>第 44 条第 2 項第 2 号（2014 年 9 月 14 日ネネツィア自治管区）</td></tr>
</table>

注

第 44 条第 2 項第 1 号 : 当該政党が提出した連邦候補者名簿が、直近の国家院議員選挙結果において、議席の配分を受けているか、または連邦選挙区の投票に参加した選挙人の 3% 以上の票を獲得している場合。

第 44 条第 2 項第 2 号 : 当該政党が提出した候補者名簿が、国家院議員選挙の公示についての決定の公表（告示）日に任期中の連邦構成主体立法（代議制）国家権力機関の少なくとも一つにおいて議席配分を受けている場合。

第 44 条第 2 項第 3 号 :「ロシア連邦国民の選挙権および国民投票参加権の基本的保障についての連邦法」第 35 条第 17 項に規定されているロシア連邦の連邦構成主体の法律に従って政党によって提出された候補者名簿に対して、国家院議員選挙の公示についての決定の公表（告示）日に任期中の連邦構成主体立法（代議制）国家権力機関の少なくとも一つにおける議席が与えられた場合。

選挙人署名の収集

上記以外の政党は、連邦候補者名簿の提出に際して、少なくとも 20 万人の署名が必要。ただし、そのうち一つの連邦構成主体で集めた署名の数が 7,000 人を超えないこと（第 44 条第 3 項）。

また、単独議席選挙区における候補者の指名または立候補に際しては、上記以外の政党および自己推薦の場合は、選挙区の選挙人の少なくとも 3 パーセントの署名が必要。ただし選挙人が 10 万人以下の選挙区では少なくとも 3,000 人の署名が必要（第 44 条第 5 項）。